

## 法人が金融機関で口座開設する場合

**Q** : 法人が金融機関で口座開設する場合、手続きが少し変わったようですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

平成29年1月1日以後、法人が新たに国内に所在する金融機関等で口座開設等を行う場合は、金融機関等へその法人の居住地国等を記載した届出書を提出しなければならないこととなりました。

また、その法人が「特定法人」に該当するときは、その法人の「実質的支配者」に係る居住地国等についても届出書に記載しなければなりません。特定法人とは、次のいずれかに該当しない法人をいいます。

- ① 上場法人
  - ② 上場法人の関係法人（子会社・孫会社・曾孫会社・兄弟会社）
  - ③ 国・地方公共団体・日本銀行・国際機関等
  - ④ 上記③の法人が全額出資している法人
  - ⑤ 収益事業を行っていない公共法人及び公益法人等
  - ⑥ 日本の報告金融機関等
  - ⑦ 外国の報告金融機関等
  - ⑧ 持株会社
  - ⑨ グループ金融会社
  - ⑩ 総収入金額のうち投資関連所得(※)に係る収入金額の占める割合が50%以上
  - ⑪ 総資産額のうち投資関連所得の基因となる資産の割合が50%以上
- (※) 利子・配当・不動産の貸付による所得等

